

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）（概要版）

第1章 計画の基本的な考え方

<計画の性格>

- ・障害者文化芸術推進法第8条第1項に基づく、障害者による文化芸術活動の推進に関する計画
- ・滋賀県文化振興基本方針および滋賀県障害者プランを踏まえた個別計画
- ・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第21条に基づき必要な施策を講ずるための取組方針を示した計画

<計画の期間> 令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間

<障害者等の定義> 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。社会的障壁とは、障害者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

第2章 滋賀県の障害者文化芸術活動に関する現状および課題

1 滋賀県における障害者の文化芸術活動の歴史（省略）

2 社会情勢の変化等

（1）国の動向

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正 事業者における合理的配慮の義務化
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）の策定

（2）県の動向

- 「滋賀県文化振興基本方針（第3次）」の策定 ○ 「滋賀県障害者プラン2021」の策定
- 「（仮称）新・琵琶湖文化館基本計画」の策定
- 県立美術館の再開館 視覚障害者などと一緒に企画展を作り上げる等、年齢やニーズに応じたきめ細やかな体験プログラムを提供
- 「滋賀県読書バリアフリー計画」の策定 ○ 「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の改定
- 「滋賀県手話をはじめとする障害者の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例」の制定
- 「美の魅力発信プラン」の中間見直し 「子どもも大人も来なくなる 未来をひらく美術館」を目指す姿として、さまざまな人とつながりを持ち、一人ひとりの未来に寄り添う存在を目指す
- 文化やスポーツの祭典の開催 令和7年（2025年）「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」「大阪・関西万博」など開催

（3）取り巻く現在の状況（省略）

3 計画（第1次）の取組状況、成果および課題

計画（第1次）の取組状況

親しむ

- 「文化芸術×共生社会」プロジェクトの実施により、字幕など情報保障のモデル事例を蓄積。情報保障を事前に明示するため、アクセシビリティ・アイコンを製作。
- ホールの子事業に特別支援学校の児童生徒が参加し、鑑賞機会を提供。
- ぴかっtoアート展を開催する等、障害者の作品の発表やステージパフォーマンスの機会を提供。

つなぐ・支える

- アイサが行う権利保護等の相談対応や情報提供に対して支援。
- 文化と福祉のネットワークづくりや市町の文化施設を対象にした「場」づくりを実施。
- アートと障害を考えるネットワークを運営。

活かす

- 「文化芸術×共生社会」プロジェクトの取組を県内外の活動者等に広く発信。
- 滋賀県立美術館において、アール・ブリュット作品の収集・展示を実施。またアール・ブリュットと信楽焼の常設コーナーを新設。
- 福祉の現場から生まれた造形の魅力を広く発信し、県内各地で作品展示を実施。

第3章 基本目標と施策の方向性

基本目標	誰もが自分らしく文化芸術に親しみ、 人と人がつながる滋賀
	障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術に親しめる環境づくりや、障害者の文化芸術活動を支える人を育成するとともに、文化芸術を通して、障害の理解を深め、人と人がつながる滋賀を目指します。

文化芸術の多様な価値を社会に生かし、SDGsの達成に貢献

施策展開の大切な観点	子ども・子ども・子ども
	障害の有無にかかわらず子どもたちが文化芸術を通じたつながりを持ち、豊かな心を育てるよう、引き続き施策を展開します。

第4章 施策の展開

主な取組	評価指標
1 親しむ（インクルーシブな文化芸術の推進） （1）鑑賞の機会の充実にむけて ホールの子事業の実施、障害者等の文化芸術活動を支える拠点づくり事業の実施 など （2）創造の機会の拡充にむけて つちっこプログラムの実施、美術館地域連携プログラムの実施 など （3）継続的な発表の機会の確保にむけて ぴかっtoアート展の開催、滋賀県芸術文化祭の開催 など	・障害者アート公募展（ぴかっtoアート展）への応募者数（285人→300人） ・文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする障害者の割合（50%） ・県と一緒に、障害の有無に関わらず誰もが楽しめる文化芸術プログラムに取り組んだことがある市町数（5市→10市町）
2 つながる（文化芸術活動を通じた社会参加の促進） （1）障害に対する理解促進にむけて 糸賀一雄記念賞音楽祭の開催、福祉の現場から生まれた作品の魅力発信の実施 国スポ・障スポ、大阪・関西万博を見据えた障害者の文化芸術作品の発信の検討 など （2）障害者の文化芸術活動の社会的・経済的価値の理解促進にむけて 障害者の芸術性の高い作品の効果的な発信等の取組事例の収集や必要施策の検討 など	滋賀県芸術文化祭（参加事業含む）のうち、障害者の文化芸術活動を発表した事業の来場者数（10,000人）
3 支える（地域の障害者文化芸術の推進） （1）障害者の文化芸術を支える人づくりや共生社会に資するプログラムの企画・運営にむけて 創造活動に関する支援や著作権保護に関する相談対応などへの支援 など （2）地域における文化芸術活動の継続的な取組にむけて 市町に対する障害者文化芸術推進法に基づく計画の策定に向けた支援・連携 など	滋賀県芸術文化祭参加事業のうち、障害者の文化芸術活動を発表した事業数（4事業→20事業）

第5章 計画の推進

- 1 推進体制 行政、文化団体、文化施設、障害者施設、地域等と連携し、取組を進めるためネットワークの体制や構築を図る。
- 2 滋賀県文化審議会・滋賀県障害者施策推進協議会 目標の達成状況や施策の効果の定期的な検証を行う。
- 3 財源の確保

計画（第1次）の主な課題等

- 情報保障を行ったプログラムが少なく、鑑賞機会の充実が必要。
- デジタル技術を活用した文化芸術活動の検討が必要。
- 創造活動の機会、発表の機会が限られているため、ワークショップや発表の機会の拡充が必要。

- 鑑賞場面では、障害理解が十分でない場面もあるため、障害者の文化芸術活動を通して、県民において障害に対する理解促進が必要。
- 障害者の個性と能力を発揮できる機会を充実させるため、障害者の作品だけでなく、表現や創造の過程への魅力にも注目し、社会的・経済的価値の理解を深めることが必要。

- 障害者の文化芸術活動を支える人を育成するとともに、関係者自身が共生社会に資するプログラムを企画・運営していくことが必要。
- 文化施設の設備面に障壁があるため、改善が必要。
- 文化芸術活動による共生社会の実現のため、県・市町、民間による継続的な取組が必要。

計画（第2次）3つの施策の方向性（柱）

施策の方向性1 親しむ（インクルーシブな文化芸術の推進）
 文化芸術を創造・享受することは生まれながらの権利です。障害の有無にかかわらず、誰もが等しく自分らしく文化芸術に親しみ、感動や心の安らぎを得られるよう、デジタル技術の活用も踏まえ、合理的配慮の提供や情報保障を行うなどインクルーシブな文化芸術の推進を目指します。

施策の方向性2 つながる（文化芸術活動を通じた社会参加の促進）
 障害者の文化芸術活動は、障害者の個性を生かし、自己肯定感を高めるものであり、また、障害者の個性と能力に気付かせるものであることから、障害の有無にかかわらず対等な関係を築き、人と人がつながれるよう、文化芸術活動を通じた社会参加の促進を目指します。

施策の方向性3 支える（地域の障害者文化芸術の推進）
 障害者の文化芸術活動は、日常的な楽しみから福祉施設における創作活動まで、障害者だけでなく、教育、福祉、文化など多様な主体が関わっています。障害者の文化芸術活動を支えられるよう、地域の障害者文化芸術の推進を目指します。

「施策展開の大切な観点」 子ども・子ども・子ども